

平成八年政令第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

内閣は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（被保険者期間の特例）

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する政令で定める期間は、昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間（二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、同項に規定する永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していないかった期間に係るもの）とする。

第二条 国民年金対象残留期間のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日（永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するに至った最初の場合における当該永住帰国した日をいう。以下同じ。）から起算して一年を経過した日以後、法第十三条第一項に規定する旧被保険者期間（以下「旧被保険者期間」という。）とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、同項に規定する新被保険者期間（以下「新被保険者期間」という。）とみなす。ただし、国民年金対象残留期間のうちに国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者である期間とみなされた期間に係るものと含む。）があるときは、当該期間については、この限りでない。

第三条 国民年金対象残留期間を計算する場合には、その計算は、国民年金の被保険者期間の計算の例（法第十三条第一項の政令で定める期間）

第二条 法第十三条第二項に規定する政令で定める期間は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号。以下「旧国民年金法」という。）第五条第三項に規定する保険料納付済期間（以下「旧保険料納付済期間」という。）（他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間（以下「新保険料納付済期間」という。）（他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二十四号。以下「平成二十年改正政令」という。）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年改正政令による改正前のこの政令第四条第四項（以下「旧令第四条第四項」という。）の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間又は六十歳に達した日の属する月以後の期間とする。（法第十三条第三項の政令で定める期間）

第二条 法第十三条第三項に規定する昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間に係る法第十三条第三項の政令で定める期間は、昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた期間（新保険料納付済期間（他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）に係るものと除く。）とする。

第四条 法第十三条第三項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる月数（時金の額）で除して得た額に第三号に掲げる月数を乗じて得た額（この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

は、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

イに掲げる額と口に掲げる額とを合算した額

イ 昭和三十六年四月一日から法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者となつた日の三年前の日の属する年度に属する三月三十一日までの期間の毎月の国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料につき、当該保険料の額と別表の上欄に掲げる年

度に係る当該保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額との合計額の総額

ロ 法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者となつた日の属する年度の前々年度に属する四月一日から当該一時金の支給を受けることができる者となつた日の属する年度の前年度に属する三月三十一日までの各月の国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料の額の合計額

二 昭和三十六年四月一日から法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者となつた日の属する年度の前年度に属する三月三十一日までの期間の月数

三 法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者の同項に規定する旧被保険者期間及び同項に規定する昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに法第十三条第三項に規定する国民年金法による被保険者期間の

月数

（特例納付月数）

第五条 法第十三条第四項の規定により同条第二項に規定する旧被保険者期間又は同項に規定する新被保険者期間に係る保険料の納付は、特例納付月数を限度として行うものとする。

第二条 前項の特例納付月数は、四百八十（昭和六十年法律第三十四号附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数）から旧保険料納付済期間（他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）、新保険料納付済期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項各号に掲げる期間については、同条第三項に規定する同条第二項各号に掲げる期間とする。）を含み、国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係る新保険料納付済期間を除く。）及び旧令第四条第四項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を合算して得た月数を控除して得た数とする。

（保険料の額及び法第十三条第四項の政令で定める額）

第六条 法第十三条第四項の規定により納付する同条第二項に規定する旧被保険者期間又は同項に規定する新被保険者期間に係る同項の保険料の額は、一月につき、第四条第一号に掲げる額を同条第二号に掲げる月数で除して得た額とする。

第二条 法第十三条第四項に規定する政令で定める額は、前項の規定により計算した保険料の額に同条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者の前条第一項の特例納付月数（当該特例納付月数のうち、国民年金法第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間に係る期間がある場合にあっては当該期間の月数に四分の三を、同条第五項に規定する保険料半額免除期間に係る期間がある場合にあっては当該期間の月数に二分の一を、同条第六項に規定する保険料四分の一免除期間に係る期間がある場合にあっては当該期間の月数に四分の一を乗じて得た月数とする。）を乗じて得た額（この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

第七条 法第十三条第四項の規定により同条第二項に規定する旧被保険者期間又は同項に規定する新被保険者期間に係る保険料の納付が行われた期間のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、当該納付が行われた日以後、旧保険料納付済期間とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、当該納付が行われた日以後、新保険料納付済期間とみなす。

(昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に係る被保険者期間の特例)

第八条 永住帰国した中国残留邦人等(昭和二十二年一月一日以後に生まれた者であつて、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するもの(法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。)に限る。)の昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、当該中国残留邦人等が日本国籍を有していなかつた期間に係るもの)を除く。以下この条において「国民年金対象残留期間」という。)のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、旧国民年金法による被保険者期間及び旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間(以下「旧保険料免除期間」という。)とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、国民年金法第一項に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間及び同法第五条第二項に規定する保険料免除期間(以下「新保険料免除期間」という。)とみなす。ただし、国民年金対象残留期間を計算する場合には、その計算は、国民年金の被保険者期間の計算の例による。

3 第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、日本国内における厚生労働省令の定めるところにより、住所地(日本国内に住所がないときは、日本国内における最後の住所地)の市町村長(特別区の区長を含む)を経由して厚生労働大臣に申し出なければならぬ。

4 第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、厚生労働大臣に申し出ることにより、当該期間について、保険料を納付することができるのである。この場合において、当該期間の一部につき保険料を納付するときは、当該納付は、先に経過した月の分から順次に行うものとする。

5 第一項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の三年前の日の属する年度に属する三月三十一日までの期間の各月の国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料につき、当該保険料の額と別表の上欄に掲げる年度に係る当該保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額との合計額の総額

6 第一項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する四月一日から当該者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する各月の国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料の額の合計額

7 第一項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する三月三十一日までの期間の月数

8 第一項の規定による納付が行われたときは、当該納付に係る期間は、当該納付が行われた日以後、旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間に算入する。第一項の規定による納付は、基準永住帰国日から起算して六年を行わなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の保険料の納付手続その他当該保険料の納付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第八条 第七条の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間又は平成二十年改正政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年改正政令による改正前のこの政令第三条第一項(以下「旧令第三条第一項」という。)の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有する者(昭和六十一年法律第三十四号附則第三十二条第一項に規定する者を除く。)に対する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第七条の規定により同令第二条に規定する旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、同令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第二十四号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第三条第一項に規定により新保険料納付済期間とみなされたものを含み、同条第四項に規定するものと除く。)及び新保険料免除期間(昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項又は第二項の規定により新保険料納付済期間とみなされたものを含む)を有しない者(昭和六十年法律第三十四条附則第一項又は第二項に規定する者を除く。)であつて、同日以後に第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したものの次に掲げる期間を合算した期間が十年以上となつたときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。

1 第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間

2 第七条、前条第四項及び旧令第四条第四項の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間

3 新保険料納付済期間(国民年金法附則第七条の三第三項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年法律第九十五号」という。)附則第十条第三項及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号。以下「平成十六年法律第一百四号」という。)附則第二十二条第二項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を有する)の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を有するものと算入する。前項の規定により算入するものと算入するものとみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。

4 国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間(昭和六十年法律第三十四号附則第八条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入することとされたものを含む。以下単に「合算対象期間」という。)

5 前項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した当時昭和六十年法律第三十四号附則第八条の規定による老齢基礎年金の額とみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。

第十四条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によつて生計を維持していたときは、国民年金法第二十七条及び第六項において読み替えて適用するものとされた同法第二十八条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

第二項の規定による老齢基礎年金の額は、受給者が大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、その権利を取得した日にその者の配偶者が昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至り、かつ、その者が當時その者の配偶者によつて生計を維持していたときは、国民年金法第二十七条及び第六項において読み替えて適用するものとされた同法第二十八条の規定にかかるらず、これらの規定に定める額に昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

6 を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第二十七条の規定は、前二項の場合に準用する。

いでは、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのに、「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは、「その受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは、「起算して一年を経過した」と、同条第一項中「六十六歳

に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」と、同項第一号中「七十五歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日」(次号において「十年を経過した日」という。)と、同項第二号中「七十五歳に

五歳に達した日」とあるのは「十年を経過した日」と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、同項第一号中「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」とある。

7 国民年金法附則第九条第二項の規定は、合算対象期間の計算について準用する。

六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。)が同日以後に第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により保険料免除期間とみなされた期間又は新保険料免除期間とみなされた期間

定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより次に掲げる期間を合算した期間が十年以上となつたときは、国民年金法附則第九条の三第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者（同法附則第九条第一項及び昭和六

十年法律第三十四号附則第十二条第一項に規定する者を除く。)に国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を支給する。ただし、第一号から第四号までに掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、同法第二十六条ただし書に該当する場合に限る。

一 第七条 第九条第四項又は旧令第四条第四項の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間

年法律第九十五号附則第十一項及び平成十六年法律第二百四号附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。次条第二号において「第一号被保険者」という。)としての国民年金の被保険者期間に係る新保険料納付済期間(第七条、第九条第四項、旧令第四条第四項又は昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)

三 四 第八条第一項又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間
新保険料免除期間（第八条第一項、旧令第三条第一項又は昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料免除期間とみなされた期間を含む。）

五 合算対象期間
六 旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合又は国民年金

五 合算対象期間
六 旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合又は国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十三条に規定する共済組合の組合員であつた期間であつて、同令第十四条に規定するもの（第十五条第一項において「旧共済組合員期間」という。）

第十二条 (旧国民年金法による老齢年金等の支給要件等の特例) 六十五歳に達した日において次に掲げる期間

第七十六条の表の上欄に掲げる者にあっては、同表の下欄に掲げる期間とする。以下この条において同じ。)に満たない者(昭和六年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者に限る。)が同日以後に第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより、次に掲げる期間を合算した期間が二十五年以上となつたときは、昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。

一 旧保険料納付済期間(第七条、第九条第四項、旧令第四条第四項又は他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)

二 第一号被保険者又は第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る新保険料納付済期間（第七条、第九条第四項又は旧令第四条第四項の規定により新保険料納付済期間とみなさ

三 旧保険料免除期間（第八条第一項、旧令第三条第一項又は他の法令の規定により旧保険料免
れた期間を含む。）

四 新保険料免除期間（第八条第一項又は旧令第三条第一項の規定により新保険料免除期間とみ除期間とみなされた期間を含む。）

第十三條 昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するも
なされた期間を含む。)

のとされた旧国民年金法第七十八条第一項の表の上欄に掲げる者であつて、旧保険料納付済期間（他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）と旧保険料免除期間（他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。）とを合算した期間が同表の下欄に記載される。

欄に掲げる期間を超えないものが第七条の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより、旧保険料納付済期間（第七条、第九条第四項、旧令第四条第四項又は他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。以下この条において同じ。）と旧保険料免除期間（第八条第一項、旧令第三条第一項又は他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。）とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えて、かつ、旧保険料納付済期間が一年以上であるときは、昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第十七条第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法

による老齢年金を支給する。

のとされた旧国民年金法第七十九条の二第一項の表の上欄に掲げる者であつて、旧保険料納付済期間（他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）と旧保険料免除期間（他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。）とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えないものが第七条の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期

間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより、旧保険料納付済期間（第七条、第九条第四項、旧令第四条第四項又は他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期

八 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）
第九条 第十二条の規定の適用については、同条第一項中「第八十条の二第一項」とあるのは「第八十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。」においてその例による場合を含む。」とする。
第十条 第十二条の規定の適用については、同条第一項中「第八十条の二第一項」とあるのは「第八十条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。」においてその例による場合を含む。」と、同条第二項中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」と、同条第二項中「第八十条の四第一項」とあるのは「第八十条の四第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」と、「第三十四条第六項」とあるのは「第三十四条第六項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」とする。
第十一条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第二十二条の規定の適用については、同条中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。」においてその例による場合を含む。」とする。
第十二条 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第二十二条の規定の適用については、同条中「被保護者」とあるのは「被保護者（この条の規定により新生活保護法第十五条の二第一項の規定が適用される者）に対して中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等支援法）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。」と、「第十五条の二第一項（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。）」とする。

法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律）の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この条及び別表第二号において同じ。」と、「同法第四十九条中」とあるのは「生活保護法第四十九条中」と、同条第二項中「第八十六条の」とあるのは「第八十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この条及び別表第三号において同じ。）」と、「同法第五十四条の二第一項」とあるのは「生活保護法第五十四条の二第一項」と、同条第五項中「生活保護法の規定」とあるのは「生活保護法の規定（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この項及び第十七条において同じ。）」と、「同法」とあるのは「生活保護法」とする。

十三 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第八項並びに第四十二条第一項及び第三項（これらの規定を同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）と、支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。

十四 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 地方自治法施行令第百七十七条の五第一項の規定の適用については、同項第二号中「第七十一条第一項」とあるのは、「第七十六条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）。第一百七十四条の二十九第一項及び第百七十四条の四十九の五第一項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例による場合を含む。」とする。

ロ 地方自治法施行令第百七十四条の二十九第一項及び第百七十四条の四十九の五第一項の規定の適用については、支援給付に関する事務を生活保護に関する事務とみなし、これらの規定中「規定により、都道府県」とあるのは、「規定（中国残留邦人等支援法第十四条第四項において生活保護法の規定の例による場合を含む。以下この条において同じ。）により、都道府県」とする。

十五、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項、第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の十三第一項、第二十七条の二及び第二十七条の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

の適用については、同条第二項第二号中「第三十条第一項ただし書の規定により同法」とあるのは、「第三十条第一項ただし書（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。」の規定により生活保護法」とする。

十七 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六第四項及び第十七条の六第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

十八 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第八条第八項並びに第九条第一項及び第三項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

十九 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の三の三第八項並びに第十二条の三の五第一項及び第三項（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

二十 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令三百五十二号）第二十三条の三の二第八項並びに第二十三条の三の四第一項及び第三項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

二十一 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 老人福祉法施行令第一条から第四条まで及び第十条の規定の適用については、同令第一条第三号中「規定に」とあるのは、「規定又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十五条第三項において準用する同法第十四条第四項において生活保護法の規定以下「中国残留邦人等支援法」という。」の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に、「介護扶助」とあるのは、「介護扶助又は介護支援給付」と、同令第二条第三号、第三条第三号、第三条の二第三号、第四条第三号及び第十条第三号中「生活保護法」とあるのは、「生活保護法又は中国残留邦人等支援法」と、「介護扶助」とあるのは、「介護扶助又は介護支援給付」とする。

ロ 老人福祉法施行令第六条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。

二十二 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 介護保険法施行令第二十二条の二第四項、第二十二条の二の二第二項、第四項及び第七項から第十項まで、第二十九条の二第三項、第二十九条の二の二第四項及び第七項から第十項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。

ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）」とする。

二十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条、第十九条、第三十五条、第四十三条の三、第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第六項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十四 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条第一項の規定については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

二十五 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第二項（同令第五条第二項、第九条、第十二条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条の三第二項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十六 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項の規定については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十七 勅令及び政令以外の命令の規定の適用に關し必要な事項は、当該命令を發する者が定めること。

（配偶者支援金の支給に係る法令の適用）

第二十三条 法第十五条第一項の配偶者支援金（以下この条において「配偶者支援金」という。）の支給が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定の適用については、配偶者支援金の支給に関する事務を生活保護に関する事務とみなす。

二 地方財政法第十条の規定の適用については、配偶者支援金の支給に要する経費を生活保護に要する経費とみなす。

三 地方自治法施行令第一百七十四条の二十九第一項及び第一百七十四条の四十九の五第一項の規定の適用については、配偶者支援金の支給に関する事務を生活保護に関する事務とみなし、これらの規定中「規定により、都道府県」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十五条第三項において準用する同法第十四条第四項において生活保護法の規定の例による場合を含む。以下この条において同じ。）により、都道府県」とする。

四 勅令及び政令以外の命令の規定の適用に關し必要な事項は、当該命令を發する者が定める。（国の負担）

第二十四条 法第十五条第四項の規定による国の負担は、各年度において、同条第三項において準用する法第十四条第四項の規定により市町村及び都道府県が支弁した額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行う。

2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において市町村及び都道府県が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。
（事務の区分）

第二十五条 第八条第三項の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務、法第十四条第四項（法第十五条第三項又は改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例によることとされる生活保護法施行令（昭和二十五年政令第二百四十八号）第一条第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村が処理することとされている事務並びに第二十二条第十二号の規定により読み替えて適用する道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定（法第十四条第四項においてその例による場合に限る。）により道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に規定する特定広域団体が処理することとされている同法に規定する広域行政事務等は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。
(保険料免除期間等の適用の特例)

第二条 平成八年三月三十一日において既に永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有していた第一条第一項に規定する中国残留邦人等について、同項、第二条第二項及び第六項並びに第十条第一項に規定する基準永住帰国日（永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するに至った最初の場合における当該永住帰国した日をいう。以下同じ。）から起算して一年を経過した日」とあり、及び「基準永住帰国日から起算して一年を経過した日」とあるのは「平成八年四月一日」と、第二条第二項第一号中「前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の三年前の日の属する年度に属する三月三十一日」とあるのは「平成六年三月三十一日」と、同号口中「前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前々年度に属する四月一日から当該者の基準永住帰国日

の属する年度の前年度に属する三月三十一日まで」とあるのは、「平成六年四月一日から平成八年三月三十日まで」と、同項第二号中「前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する三月三十一日」とあるのは、「平成八年三月三十一日」と、同条第六項中「基準永住帰国日から起算して六年を経過した日の属する月の末日」とあるのは、「平成十三年三月三十日」と、第十条第一項中「基準永住帰国日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月」とあるのは、「平成八年五月」とする。

基準永住帰国日が平成七年四月二日から平成八年三月三十一日までの間にある第一条第一項に規定する中国残留邦人等について、第二条第二項の規定を適用する場合においては、同項第一号の中「前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の三年前の日の属する年度に属する三月三十一日」とあるのは、「平成六年三月三十一日」と、同号口中「前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前々年度に属する四月一日から当該者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する三月三十一日まで」とあるのは、「平成六年四月一日から平成八年三月三十日まで」と、同項第二号中「前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する三月三十一日」とあるのは、「平成八年三月三十一日」とする。

(旧国民年金法による老齢年金の額に関する経過措置)

第三条 平成八年三月三十一日において旧国民年金法による老齢年金（昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七条第一項の規定によりその年金の額が計算されるものに限る。）を受ける権利を有する者の当該老齢年金の額については、第十九条第一項又は第四項の規定による改定後の当該老齢年金の額がこれらの規定による改定前の当該老齢年金の額に満たないときは、これを改定前の当該老齢年金の額に相当する額とする。

(被保険者期間の特例に係る経過措置)

第四条 永住帰国した中国残留邦人等（法第十三条第一項に規定する永住帰国した中国残留邦人等をいう。以下同じ。）であつて、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百三十四号。次条第一項において「平成二十一年改正政令」という。）の施行の日前において次に掲げる脱退手当金の支給を受けて了者の当該脱退手当金の額の計算の基礎となつた期間に係るものとされた期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日以後の期間（二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日以後の期間に係るものとされた期間に係るものを除く。）のうち、昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十日までの期間のうち、当該永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかつた期間に係るものは、基準永住帰国日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、旧被保険者期間とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、新被保険者期間とみなす。

一 國家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号及び第三号において「昭和六十一年國家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の國家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。同号において「旧國家公務員等共済組合法」という。）による脱退一時金（昭和六十一年國家公務員共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金を含む。）

二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第一百八号。以下この号において「昭和六十一年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）による脱退一時金（昭和六十一年地方公務員共済改正法附則第四十二条の規定による脱退一時金を含む。）

三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第一百六号。以下この号において「昭和六十一年私立学校教職員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第一百六号。以下この号において「昭和六十一年私立学校教職員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する旧国家公務員等共済組合法による脱退一時金（昭和六十一年私立学校教職員共済改正法第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第四十八条の二においてその例によることとされる昭和六十一年国家公務員共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金を含む。）

四 農林漁業団体職員共済組合法による脱退一時金（昭和六十一年法律第一百七号。以下この号において「昭和六十一年農林漁業団体職員共済改正法」という。）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による脱退一時金（昭和六十一年農林漁業団体職員共済改正法附則第五十三条の規定による脱退一時金を含む。）

五 國家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第八十二号。以下この号において「昭和五十九年改正法」という。）附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）による脱退一時金（昭和五十九年改正法附則第六条第二項の規定による脱退一時金を含む。）

一 昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号。以下この号において「旧厚生年金保険法」という。）による脱退手当金（昭和六十年法律第三十四号附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法による脱退手当金又は通常年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百八十二号。次号において「法律第二百八十二号」という。）附則第九条若しくは厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百四号）附則第十七条の規定による脱退手当金を含む。）

二 昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十号。以下この号において「旧船員保険法」という。）による脱退手当金（昭和六十年法律第三十四号附則第八十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧船員保険法による脱退手当金又は法律第二百八十二号附則第十五条若しくは船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百五号）附則第十九条の規定による脱退手当金を含む。）

2 前項の規定により旧被保険者期間とみなされた期間のうち、昭和六十年法律第三十四号附則第八条第五項第七号に掲げる期間に係るものについては、同項の規定は、適用しない。

第一項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三条の規定の適用については、同条第二項中「同項」とあるのは、「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）附則第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令附則第五条第一項」とする。

第一項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三条の規定の適用については、同条第二項中「同項」とあるのは、「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）附則第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令附則第四条第一項」とする。

附 則 (平成二年一二月八日政令第三九三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月七日政令第三〇九号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月一〇日政令第四七〇号)

(施行期日)
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日政令第一〇一号) 抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

第四条 第二条の規定の施行の際現に同条による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二条第一項の規定によりされている申出は、第二条の規定による改正後の同令第二条第一項の規定によりされた申出とみなす。

附 則 (平成一六年一二月一五日政令第三九四号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一四一号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号)

(施行期日)
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第八条第三項に規定する第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者とみなして、同条第三項の規定を適用する。
二十年二月である者に係る旧令第十二条第一項の規定による年金の額の改定については、なお従前の例による。

第四条 施行日前帰國者のうち、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日の属する月が平成十一年三月である者に係る旧令第十二条第一項の規定による年金の額の改定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一七号)

(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日政令第一一八号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月二二日政令第三五七号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一七号)

(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第九三号)

(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三五号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三四号)

(施行期日)
この政令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三五号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三六号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三七号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三八号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日)
この政令は、平成二十一年九月一日から施行する。

第三条 施行日前帰國者であつて、この政令の施行の日前において旧令第三条第三項の規定による申出をしていないものについては、この政令による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進(被保険者期間等の経過措置)

附 則
(令和三年八月六日政令第二二九号) 抄

附則

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第三条の十三の二の改正規定に附る) 第十九条 第二十二条 第二十三条 第二十五条 第二十七条 及び第三十一条の規定、第三十三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに第三十五条及び第四十二条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十

八条の規定 令和五年四月一日
（中国残留邦人等支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第十八条の規定による改正後の中国残留邦人等支援法施行令第十条第六項の規定は、施行日の前日において、第十八条の規定による改正前の中国残留邦人等支援法施行令第十条第一項の規定による場合と同様に、中国残留邦人等支援法施行令第十条第六項の規定による場合と同様に、

規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

第九条 第十九条の規定による改正後の中国残留邦人等支援法施行令第十条第六項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下、「第三号施行日」という。）の前日において、中国

附 則（令和四年三月二十五日政令第一五号）抄
　　残留邦人等支援法施行令第十一条第二項の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

(施行期日)
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(施丁日期)
附則（令和五年三月一三日政令第七一號）抄

この政令は、令和五年四月一日から施行する。
付 則（令和五年三月三〇日政令第二二七号）

(施行期日) 令和五年四月一日から施行する。

（昭和五年一月二九日政令第三四〇号）抄
附 則（令和五年一月二九日政令第三四〇号）

（二）この政令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法

則 (令和六年三月一九日政令第一二七号) 抄
〔西子一〕
〔付〕
有附員第一條第六号に掲げる規定の旅行の日(令和六年三月一日)から施行する

(施行期日)
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

別表(第四条)
和三十六年度 第九条關係

大正三十七年八月三九七〇九・七八

和三十九年度
和四十年度

昭和四十一年度

和四十三年度
和四十四年度

平成二十六年度	平成二十七年度	平成二十八年度	平成二十九年度	平成三十年度	令和元年度	令和二年度	令和三年度
〇・一四	〇・一三	〇・一二	〇・一一	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇九	〇・〇八